

保存版

いじめ防止 基本方針

令和5年4月改訂



〒064-0821

札幌市中央区北1条西25丁目1-8

TEL 011(631)3437

FAX 011(615)6593

札幌市立円山小学校

いじめの未然防止・早期発見
・早期対応の取り組み方

I いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりえる」との意識をもち、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

学校は、子どもが教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなければならない。一人一人の子どもが大切にされているという実感をもたせ、互いに認め合い信頼し支え合う人間関係を築き、集団の一員としての自覚を深めさせるとともに、自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりに取り組むことが大切である。

1 いじめとは何か

いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条より】

2 いじめに対する基本認識

いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われたりすることが多い。いじめられた子ども自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もある。いじめは、具体的には以下のような行為として表われる。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。（ゲームカードやお菓子なども含む）
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等（文部科学省「いじめに関する調査」における「いじめの態様」より一部加筆）

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日常的に「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

以下の①～⑧は、教職員がもつべき「いじめに対する基本認識」である。

- ①いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりえるものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ 未然防止

いじめ防止において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりえる」という認識をすべての教職員がもち、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育む「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。

子どもの実態、保護者の意識、地域や学校の特性等を把握した上で、安全授業など年間を見通した予防的・開発的な取組を実施していく。

1 子どもや学級の実態を把握する

教職員の気付きが基本

子どもや学級の実態を把握するためには、教職員の気付きが大切である。子どもと同じ目線で物事を考え、共に笑ったり感動したりする等の場を共有することが必要である。教職員には、子どもの些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

実態把握の方法

子どもの個々の状況や学級・学年・学校の実態を把握した上で、いじめ防止への具体的な指導計画を立てることが必要である。子どもの表情や態度等から捉える日常の実態把握のほか、本校独自の児童の生活アンケート（年1回6～7月に実施で「いやな経験」について具体的に質問）や市教委の『悩みやいじめに関するアンケート調査』（年1回実施）等を活用して実態把握に努める。

配慮を必要とする子どもの進級や進学・転学に関しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを実施する。

2 互いに認め合い信頼し支え合う仲間づくりを図る

自分たちで望ましい人間関係や生活を築く集団活動を通して、子どもが自分自身を価値ある存在と認め、自尊感情を保てる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

教職員の姿勢は、子どもにとって重要な教育環境の一つである。教職員が子どもに対して愛情をもち、配慮を要する子どもを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもの自己肯定感や自己有用感を育むことにつながり、いじめの発生を抑え、未然防止の大きな力となる。

自尊感情を高める学習活動

学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。教職員の温かい声かけや「仲間から認められた」「仲間の役に立った」という経験が、自尊感情を高めることにつながり、自分のよさに自信をもち仲間を大切にしながら主体的に活動する姿をつくり出す。

子どものよきモデルとしての教職員

子どもは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が子どもを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもの良きモデルとなり、信頼されることが求められる。

教職員の協働体制の構築

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や生徒指導等について尋ねたり相談したりすることができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ協働で対応する体制を構築するとともに、子どもと向き合う時間を確保し、子どもを中心に据えた教育活動を展開していくことが必要である。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

命を大切にする指導や人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育、思いやりの心を育む道德教育等の充実を図ることは、豊かな心を育成する上で必要不可欠である。

命を大切にする指導の充実

子どもが自己を肯定的に受け止め、自他のかけがえのない命を大切にしようとする心を育むためには、学校・家庭・地域社会が共に手を携え、命を大切にする指導の充実を図ることが重要である。「子ども理解に関わる校内研修」や「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」を設定し、具体的な指導を展開していく。

人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させることが大切である。また、子どもが他者の心の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図っていく。

道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業の充実を図ることが大切である。いじめは、他者を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめ防止に向けていじめをしない・許さないという豊かな心を育てることが大切である。道徳の授業で登場人物の心のゆれを体験させることにより、人間としての「気高さ」「心遣い」「やさしさ」等に触れることで自分自身の生活や行動を省みることが、いじめの抑止につながる。

4 保護者や地域の人々への働きかけ

学級懇談会等において、いじめ防止の指導方針などを説明し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さを具体的に理解してもらうために、学校・学年だより等による広報活動の充実を図ることも大切である。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、教職員間で情報を共有し、保護者とも連携して情報収集に努めることが大切である。

1 教職員のいじめに気付く力を高める

子どもの立場に立つ

一人一人の子どもの個性と向き合い、人権を尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子どもの言葉をきちんと受け止め、子どもの立場に立ち、子どもを守るという姿勢が大切である。

子どもを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもに気づき、子どもの些細な言動から表情の裏側にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めていくことが求められている。そのためには、子どもの気持ちや行動の共感的理解に努めることが必要である。

2 いじめが見えにくい理由

<いじめは大人の見えないところで行われている>

無視やメールなどの客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態で行われている。

＜いじめられている本人からの訴えは少ない＞

いじめられている子どもには、「親に心配をかけたくない」「いじめられている自分はダメな人間だ」「訴えたらその仕返しが怖い」「訴えても大人は信用できない」などの心理が働いている。

＜ネット上のいじめは最も見えにくい＞

ネット上でいじめにあっている兆候は学校では把握しにくい。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性がある。

3 早期発見のための手立て

(1) 日常の観察

休み時間や給食・清掃時間等の子どもたちの様子にも目を配る。「子どもがいるところには教職員がいる」ことを目指し、子どもと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

(2) 子どもの人間関係の把握

子どもは、中学年からグループを形成し人間関係が固定化し始める。発達の個人差も大きくなる時期であることから、その時期からいじめが発生しやすくなる。学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどのようなになっているかを把握し、気になる言動が見られた場合には適切な指導を行い、関係修復にあたることが必要である。

(3) 気軽に相談できる環境づくり

日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちとの信頼関係の上で形成されるものである。

(4) アンケート調査の実施

本校独自の児童の生活アンケート（年1回6～7月に実施で「いやな経験」について具体的に質問）や市教委の『悩みやいじめに関するアンケート調査』（年1回実施）等を活用して実態把握に努める。いじめられている子どもにとっては、アンケート用紙に記入することが難しい状況も考えられるので、アンケートはあくまでも発見の手立ての1つであるという認識も必要である。

4 相談しやすい環境づくりに努める

子どもが、教職員や保護者にいじめについて相談することは、とても勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。

本人からの訴え

日頃から「よく言ってくれたね」「全力で守るからね」という教職員の姿勢を伝える

とともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを講じ、心身の安全を保障する。

周りの子どもからの訴え

いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐために、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく言ってくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元を絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

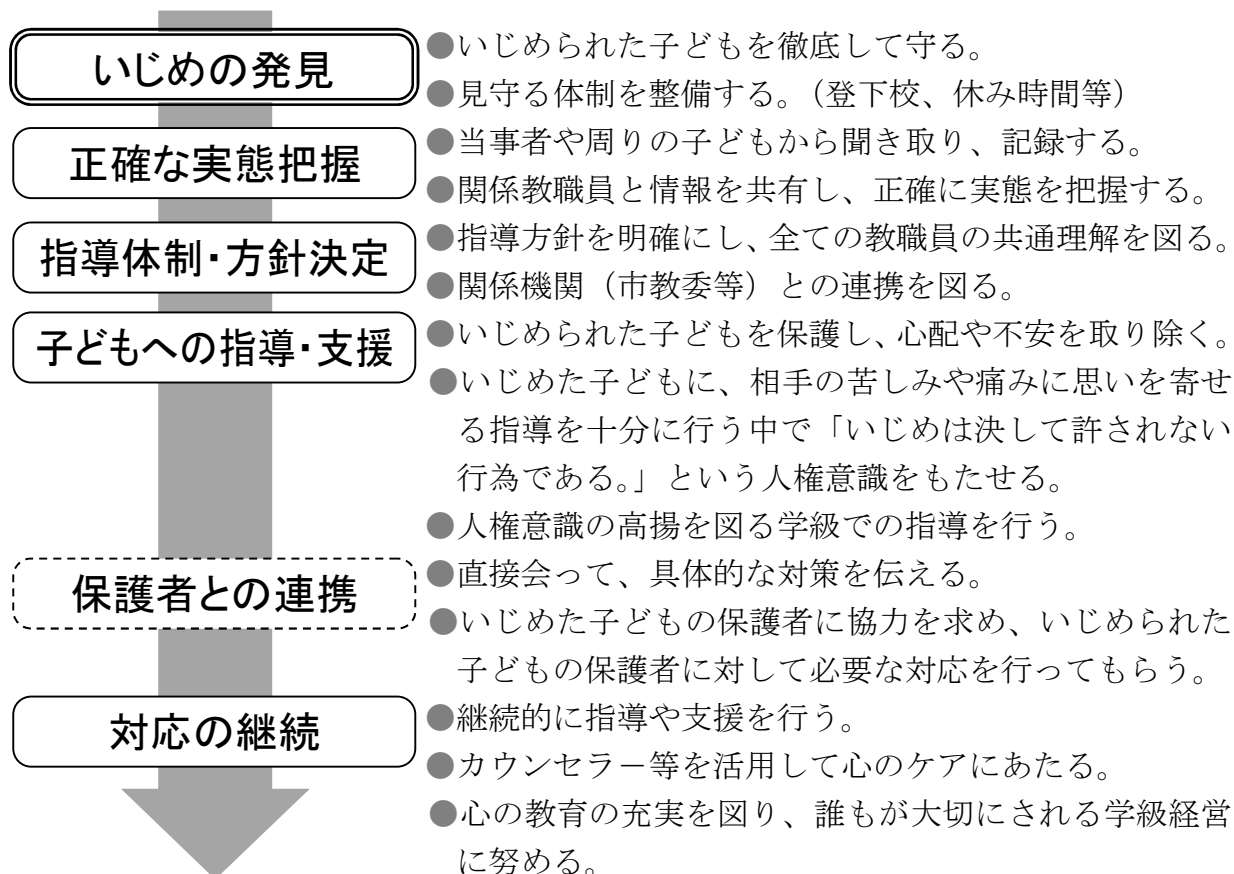
保護者からの訴え

保護者がいじめに気付いた時に即座に学校へ連絡できるように、日頃から保護者との信頼関係を構築しておくことが大切である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていない時にこそ、よいところや気になること等の学校の様子を連絡し、保護者との信頼関係を築いていくようにする。

Ⅳ 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うことが必要である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その場でその時にいじめを止めるとともに、いじめていた子どもに適切な指導を行うことが必要である。併せて、直ちに管理職に報告し、学級担任・学年主任・教務主任に連絡し対策を練る。

事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめていた子どもから聞き取るとともに、周りの子どもやいじめられた子どもの保護者などからもくわしく情報を得て、正確な実態把握に努める。なお、保護者対応は、複数の教職員（担任、学年主任、担任外教諭等）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

- 誰が誰をいじめているのか？ 【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- どのようないじめか？どんな被害を受けたか？ 【内容】
- いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
- いつ頃からどのくらい続いているのか？ 【期間】

子どもの個人情報
は、その取扱い
に十分注意する。

3 いじめが起きた場合の対応

いじめられた子どもに対して

子ども…まずつらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。「最後まで守り抜くこと」「全力を挙げて必ず解決すること」を伝える。

保護者…発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。「継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組んでいくこと」を伝える。

いじめた子どもに対して

子ども…いじめた気持ちや状況等について十分に聞き取り、子どもの背景にも目を向けて指導する。心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを理解させる。

保護者…正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、双方にとってよりよい解決を図っていく決意を伝える。いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

周りの子どもに対して

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年・学校全体の問題として捉え、いじめ

の傍観者から抑止する仲裁者への転換を促す。いじめは決して許さないという毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させるとともに、いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導する。

継続した指導を図る

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りに触れて必要な指導を継続的に行っていくことを怠ってはならない。いじめられた子どものよさを見付け、褒めたり励ましたりして自信を取り戻させる。カウンセラー等を活用し、いじめられた子ども・いじめた子ども双方の心のケアにあたる。

いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止に向けて日常的に取り組むことを洗い出し、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

V ネットいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめ（ネットいじめ）とは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。ネットいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、悪質な事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 インターネットの特殊性による危険とは

ネットいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であるなどとされている。特に、SNS等によるいじめは、より大人の目に触れにくく、発見しにくいとされている。

- 匿名性により、自分だと分からなければ何を書いても構わないと安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定される等、情報が流出する危険性がある。
- 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたりアクセスされたりする危険性がある。
- 学校だけではなく、家にいても休日でもいじめられるので、精神的により追いつめられる。

2 ネットいじめの未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、家庭と学校が連携して指導にあたることが重要である。

学級懇談会で伝えたい内容

- パソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において危険から守るためのルールづくりを行うこと。
- ネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に個人情報流出等のトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 他のいじめ以上に深刻な影響を与えるいじめであることを認識すること。

情報モラルに関する指導

インターネットの特殊性による危険や、子どもが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

<特殊性による危険を踏まえた指導内容>

- 発信した情報は、不特定多数の人にすぐに広がること。
- 匿名であっても書き込みをした人は、特定できること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺、傷害等の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。

<子どもが陥りやすい心理>

- 自分だと分からなければ…（匿名で書き込みができるなら…）
- あの子もやっているから…
- 動画共有サイトで目立ちたい。

3 早期発見のためには

ネットいじめが起こっている場所は、学校以外の場所であり、保護者が発見する可能性が高い。保護者に対して学級懇談会等で「メールを見た時の表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づいた場合は躊躇なく問いかけていじめの有無を把握し、いじめを発見した場合は即座に学校へ相談すること」を伝えておく。

4 早期対応のためには

ネットいじめを発見した場合には、被害児童生徒へのケアとともに、サイト管理者やプロバイダ等への書き込みの削除要請などの面で、迅速かつ適切な対応を図る。

書き込みや画像の削除

- ①掲示板のアドレスを記録し、書き込みをプリントアウトする。(携帯電話の場合は、デジタルカメラで撮影する。)
- ②掲示板の管理人へ削除を依頼する。
- ③(②で削除されない場合) 掲示板のプロバイダに削除を依頼する。
- ④(③でも削除されない場合) 警察や法務局へ相談する。

Ⅵ いじめの早期発見のためのチェックリスト

以下のチェックリストは、あくまでも参考例である。

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る。
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- ☐ 些細なことで冷やかしたり茶々を入れてきたりするグループがある。
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる。

いじめられている子ども

<日常の行動・表情の様子>

- ☐ 顔色が悪くて元気がなく、ため息をついたり、ぼんやりしたりしている。
- ☐ いつもみんなの行動を気にして、目立たないようにしている。
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない。
- ☐ 腹痛などの体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- ☐ 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。
- ☐ 理由もなく遅刻・早退を繰り返し、欠席も増える。
- ☐ 何かに怯えたそぶりや、人目を気にするようになる。

<授業中や休み時間>

- ☐ 発言すると友達から冷やかされる。 ☐ 一人でポツンとしている。
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる。 ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- ☐ 教職員の近くにいたがる。

<給食時間や清掃時間>

- ☐ 配膳すると嫌がられる。 ☐ 好きな食べ物を友達に譲る。
- ☐ 食事の量が減ったり食べなかったりする。
- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている。

<その他>

- ☐ 持ち物が壊されたり隠されたりする。 ☐ 持ち物や机に落書きをされる。
- ☐ 服に靴の跡がついている。 ☐ 理由もなく成績が突然下がる。
- ☐ 本人が訴えるけがの状況と理由が一致しない。
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどしている。
- ☐ ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている。
- ☐ 手や足に擦り傷やあざがある。

Ⅶ 警察と連携した「いじめ問題」への対応

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。

学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当しうる犯罪	具体例
暴 行	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷 害	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐 喝	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃 盗	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強 要	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅 迫	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

Ⅷ いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「いじめが解消している状態」とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめの被害児童生徒がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行うことが大切である。

児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

Ⅸ いじめ防止年間指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのためには、組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ防止に取り組むことが大切である。教職員の研修、子どもへの指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ防止に向けての取組を推進する。

		未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
1 節	4 月	○いじめ防止基本方針の内容の確認 ○学びの支援交流会①	○身体測定	○教育相談 ○教育説明会
	5 月	○情報モラルの指導 (年間を通して実施)	○校内生活指導①	
2 節	6 月		○校内生活指導② ○児童生活アンケート	
	7 月	○SC による子ども理解に関わる校内研修	○いじめ防止基本方針の再確認	○個人懇談Ⅰ
	8 月		○校内生活指導③	
	9 月	○道徳授業「命」全学年	○身体測定	
3 節	10 月	○学びの支援交流会②	○校内生活指導④	
	11 月			○いじめや悩みアンケート(市教委)
	12 月			○保護者アンケート ○個人懇談Ⅱ
4 節	1 月		○校内生活指導⑤	
	2 月	○学びの支援交流会③		
	3 月			
通年		○情報モラルの指導 ○道徳教育の充実	○SC による教育相談 ○健康観察の実施	○いじめ防止基本方針のHPへの掲載

指導体制

- いじめ防止の取組の大切さをすべての教職員が認識し、未然防止としての「いじめを生まない土壌づくり」（道徳教育、特別活動等）に組織的に取り組む。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- いじめが起こった時、特定の教職員が抱え込んだり事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で組織的に対応する。

X いじめの防止対策委員会・会議

学校がいじめ問題に実効的に対応するために学校に常設の組織を必ず設置することが「いじめ防止対策推進法」第 22 条に規定されている。

本校では教頭・担任外・学級指導部による「危機管理委員会」が「いじめ防止対策委員会」を兼ねることとし、子どもの生活アンケートや安全授業・教職員に向けての校内研修などで日常的に子どものいじめの防止に取り組む。ただ、実際にいじめが起こった緊急対応時には、校長・教頭・主幹教諭・教務主任・担任外（副担任）と、該当学年・学級担任・該当学年主任を構成メンバーとし、具体的な指導体制・方針を立て対応する「いじめの防止対策会議」を設けることとする。さらに、専門的な意見が必要なときにはスクールカウンセラーにも参加・助言していただく。